

社会福祉法人 ゆめみの里

役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆめみの里（以下「この法人」という）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事又は監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与、退職慰労金その他、役員、評議員の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、当法人就業規則に基づく賃金を含まない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいうものであって報酬とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員に対しては、別表第1に定める報酬及び別表第2に定める賞与
 - (2) 非常勤役員に対しては、別表第3に定める報酬
 - (3) 評議員に対しては、別表第4に定める報酬
- 2 役員等が退任したときは、社会福祉法人ゆめみの里役員退任慰労金規程に基づき、退任慰労金を支給する。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間以外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月月末（ただし支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする）
- (2) 賞与 毎年7月、12月及び3月
- (3) 退職慰労金 社会福祉法人ゆめみの里退職慰労金規程に基づき支給

- 2 非常勤の役員等に対する報酬等は、別表3に定める額とし、理事会又は評議員会等への出席等、法人運営の為に業務にあたった都度計算し、年度末に支払う。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、別表2のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 計算金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げる。
- 7 社会福祉法第45条の14第9項及び定款第27条第2項の規定に基づき、理事会を開催されることなく、理事会の決議があったものとみなされた場合、理事会の決議事項に同意又は確認した役員に対する報酬は、無報酬とする。
- 8 社会福祉法第45条の9第10項及び定款第13条第4項の規定に基づき、評議員会を開催することなく、評議員会の決議があったものとみなされた場合、評議員会の決議事項に同意した評議員に対する報酬は、無報酬とする。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任したものは、その日から報酬等を支給する。

- 2 常勤の役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から、土日祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁財)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また毎払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は就業規則の通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程を改廃は、評議員会の決議によって行う。

- 附 則 この規程は、平成25年8月13日より適用する。
- 附 則 この規程は、平成27年8月13日より適用する。
- 附 則 この規程は、平成30年4月1日より適用する。
- 附 則 この規程は、令和4年6月1日より適用する。
- 附 則 この規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

(1) 常勤役員等報酬表

号俸	支給基準額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額 100,000円
3号俸	月額 150,000円
4号俸	月額 200,000円
5号俸	月額 250,000円
6号俸	月額 300,000円
7号俸	月額 350,000円
8号俸	月額 400,000円
9号俸	月額 450,000円
10号俸	月額 500,000円

別表 2 (常勤役員の賞与)

支給月	賞与の額
7月	報酬月額×1.1ヶ月
12月	報酬月額×1.7ヶ月
3月	報酬月額×0.2ヶ月

別表 3 (非常勤役員報酬)

(1) 理事・監事

内容	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

※報酬額は源泉所得税控除後の金額とする。

別表 4 (評議員の報酬)

内容	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

※ 報酬額は、源泉所得税控除後の金額とする。